

【地域の皆さま並びに保護者の皆さまへ】

生活道路の法定速度 30km/h への引下げと 保育園周辺道路の安全な通行についてのお願い

重要なお知らせ

令和 8 年（2026 年）9 月 1 日から、中央線等のない生活道路では、
自動車の法定速度が原則「時速 30km」に引き下げられました。
これを機に、園周辺での安全運転について改めてご理解とご協力をお願いいたします。

平素より、光輝保育園の運営にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

■ 令和 8 年 9 月 1 日から、生活道路の法定速度が変わりました

令和 8 年（2026 年）9 月 1 日から、改正道路交通法施行令が施行され、主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や車両通行帯などが設けられていない生活道路では、自動車の法定速度が従来の時速 60km から時速 30km へ引き下げられました。

なお、すべての道路が一律に時速 30km となるものではなく、中央線・車両通行帯がある道路や、道路標識等により最高速度が指定されている道路などは取扱いが異なります。

今回の法定速度引下げは、生活道路における歩行者、とりわけ子どもや高齢者などの安全を守るための重要な見直しです。光輝保育園では、この施行を一つの機会として、地域の皆さまに制度の周知をさせていただくとともに、改めて園周辺道路での安全な通行についてお願い申し上げます。

■ 朝夕の送迎時間帯の混雑について

現在、朝夕の園児の送迎時間帯には、当園正面駐車場への車両の出入りが集中し、園前の生活道路が混雑することがあります。近隣にお住まいの皆さま、また、この道路を日常的に利用されている皆さまには、ご不便とご迷惑をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

当園といたしましても、限られた駐車スペースの中でできる限り円滑に送迎していただけるよう保護者の皆さまへ協力をお願いするとともに、特に混雑する時間帯には、園長・副園長等が園前に立ち、車両の誘導と子どもたちの安全確認を行っています。

しかしながら、残念なことに、園前の道路において、一時停止をせずに通過する、十分な徐行をせずに走行する、混雑に対してクラクションを鳴らす、前方車両や誘導中の職員をあおるような運転をする、さらには速度を上げて走り抜けるといった、非常に危険な状況が見受けられることがあります。

園職員は警察官や警備員ではなく、一般の車両を法的に停止させたり、交通を規制したりする権限を持っているものではありません。それでも私たちが道路に立ち、徐行や一時的な停止をお願いするのには理由があります。

そこに、子どもたちがいるからです。

送迎の時間帯には、小さな子どもが保護者とともに道路を横断したり、駐車車両の陰から姿を現したりすることがあります。大人から見ればわずかな混雑、数十秒の待ち時間であっても、その一瞬の焦りや苛立ちから生じる危険な運転が、取り返すことのできない事故につながる可能性があります。

園前の道路は、保育園だけの道路ではありません。地域の皆さまが日々利用される大切な生活道路です。だからこそ当園も、地域の一員として周辺の皆さまへの配慮に引き続き努めてまいります。

その一方で、**道路を利用するすべての方に、交通ルールを守り、歩行者、とりわけ交通弱者である子どもたちの安全を最優先にさせていただくことについては、強くお願いを申し上げます。**

■ 園前・周辺道路を通行される皆さまへのお願い

- 生活道路では、その道路に適用される最高速度を必ず守り、安全な速度で通行してください。
- 一時停止の標識・表示がある場所では、必ず停止してください。
- 子どもや歩行者の飛び出しを想定し、十分に速度を落として通行してください。
- 混雑していても、不要・不急のクラクションや威圧的な運転はおやめください。
- 前方車両をあおるような車間距離・運転はおやめください。
- 園職員が子どもの安全確保のため徐行や一時的な停止をお願いしている場合には、可能な限りご協力ください。

お急ぎのところお待たせしてしまうことがあることは、私たちも十分承知しております。

子どもの命より優先される「数十秒」はありません。

事故が起きてからでは、取り返すことができません。

私たちは、保育園に通う子どもだけではなく、この地域で暮らす子どもたちすべてが安心して歩くことのできる道路であってほしいと願っています。

地域の皆さまにご迷惑をおかけしている立場であることを忘れることなく、光輝保育園としても、引き続き保護者への交通マナーの周知、安全確保に努めてまいります。

今回の生活道路における法定速度の引下げを、地域全体で交通安全について改めて考える機会としていただき、子どもたちの命を守るため、皆さまの冷静で思いやりのある運転にご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

【参考】 警察庁「生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます！！」

※令和 8 年 9 月 1 日施行。中央線・車両通行帯等のない一般道路は原則 30km/h。道路標識等により最高速度が指定されている場合などは、その指定に従います。

社会福祉法人光輝会

光輝保育園

園長